（記載上の注意）

1　「決済指図伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者（法第60条の２第１項第１号の預金者をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者（商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を行う商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者や商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の利用者である預金者は含まないことに留意する。以下同じ。）との間の決済指図伝達に係る基本契約（継続中の契約に限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。）の件数又は自身が提供する決済指図伝達に係るサービスを直接利用する預金者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

2　「決済指図伝達」欄のうち、「決済指図伝達の件数」欄については、当期中における決済指図伝達を行った件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図伝達が法第60条の２第１項第１号の指図の内容のみの伝達である場合に、商工組合中央金庫電子決済等代行業者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、預金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

　また、件数の次の〔　〕内には、当該件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における預金者等（法第60条の２第１項第２号の預金者等をいう。以下同じ。）若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する預金者等若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第15号（第89条の24第１項関係）

（日本工業規格Ａ４）

財産に関する調書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

主たる事務所の所在地

名　　称

氏　　名

	価　　額	摘　　要
資　　産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金		
その他		
計(A)		
負　　債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

1　この調書は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、報告書に添付すること。

2　価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

3　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

4　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

　なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{取得時の自己資金＋返済済み元金額}}{\text{取得時の借入金＋取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

$$+ \text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$$

「借入金」の価額＝算出日の借入金の価額$\times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積＋事業用面積}}$

6　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7　「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日から改正法附則第二条第四項に規定する改令で定める日までにおけるこの命令の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第八十九条の十九、第八十九条の二十及び第八十九条の二十二の規定の適用については、新規則第八十九条の十九中「第六十条の二第一項各号」とあるのは「第六十条の二第一項第一号」と、新規則第八十九条の二十中「商工組合中央金庫電子決済等代行業者は」とあるのは「第六十条の二第一項第一号」と、新規則第八十九条の二十二中「商工組合中央金庫電子決済等代行業者は」と